

## 久喜市人事事務取扱規則の一部を改正する規則

久喜市人事事務取扱規則（平成22年久喜市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「医師2人」の次に「（久喜市職員の分限に関する条例（平成22年久喜市条例第29号）第2条第1項の規定によりやむを得ない事情があると認めるときは、医師1人。第3項において同じ。）」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。